

7/25
志穂

介護施設の食費・居住費補助

厚労省が通知

8月から、特別養護老人ホームなど介護施設の入所者に対して食費・居住費を補助する「補足給付」に資産要件が導入されます。厳しい提出書類の義務づけで申請を断念する人が相次ぎなど問題になっていましたが、厚生労働省は、期限までに書類が間に合わなくても支給するこじらを明記した通知(13日)を全国の自治体に出しました。日本共産党や民医連など医療関係者が、利用者が締め出されないよう改善を求めていました。

さかのぼり適用

「補足給付」は本人が住民税非課税であれば支給されましたが、配偶者が課税されたり、夫婦で預貯金などが2000万円(単身で1000万円)以上な

い支給されなくなります。預金通帳コピーと銀行などの照会同意書の提出を義務つけ、生活保護より厳しい要件を課しました。

同省はこれまで「書類をそえた上で、申請手続きを行うことが必要」(Q&A)としていました。今回の通知では、書類の準備に時間がかかるなど自治体が定めた申請期限に間に合わなくても、さかのぼって支給できるこじらを認めました。8月以降でも、申請があつた月の初日とさかのぼり適用されます。

資産要件撤回を

全日本民医連の林泰則事務局次長は「現場の声に押され、手続き上の運用を改善し、救済される人が生まれることは重要です」と指摘します。その上で、「資産要件を補助の前提としたことやプライバシーの侵害となつても、不正な申請に対する加算金の対象にはならないこじらも明記しました。配偶者の書類提出が不要しています。(若闇萌子)

期限後も申請可／書類なくとも支給

な事例として行方不明や家庭内暴力を受けている場合のほか、配偶者が本人の財産を不正に処分するなどの支給されなくなる。経済的虐待、高齢者虐待も追加しました。

申請手続きは施設職員の代行する」とが多く、配偶者がこのコムーをひるのも難しい」「プライバシ一侵害の恐れがある」など

の声が出ていました。通知を生かして申請し支給につなげる取り組みが求められます。